

(参考)

「公立図書館の設置及び望ましい規準について（報告）」(平成12年12月8日)の参考資料

真庭市の人口(44,978人)での目標値

延べ床面積	2,734 m <sup>2</sup>
蔵書冊数	195,752 冊
開架冊数	141,160 冊
年間受入図書冊数	15,197 冊
年間購入雑誌点数	236 点
視聴覚資料点数	7,540 点
年間資料費	32,712,947 円
職員数	17 人
貸出点数	519,243 点

真庭市全館の2020年4月1日現在の数値

	5526.35 m <sup>2</sup>
	261,067 冊
	- 冊
	19,109 冊
	203 点
	3,246点 (2020年3月31日現在)
	19,240,000 円
	※ 人
	270,265 点

図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）

（定義）第2条

（図書館奉仕）第3条

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、

図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。